

医療的ケア通学支援事業 Q&A

Q 支援学校に入学予定です。
入学式から利用はできますか。

A この事業は、ご家庭から学校への引継ぎ期間が終わってから、利用開始となります。入学後、具体的な利用開始時期等を学校と相談してください。

Q 利用回数に上限はありますか。

A 上限はありませんが、ひと月あたり（4週）の利用回数を決めた「利用計画」を作成していただきます。お子さまの体調を考慮しながら、利用開始日、回数を主治医、学校と相談のうえ設定してください。

Q 利用料の負担はありますか。

A 通学支援事業の利用にかかる費用は、大阪府が負担します。なお、利用しなかったことなどによるキャンセル料については、ご負担いただく場合があります。

Q 下校時、自宅ではなく、デイサービスに送ってもらうことはできますか。

A 利用できる区間は、登下校ともに自宅と学校間です。また、通院で病院に寄る場合等も利用できません。



ホームページのご案内

「医療的ケア通学支援事業について」の詳しい内容は大阪府教育庁支援教育課のホームページをご覧ください。



利用する事業所については、普段利用されている訪問看護事業者や放課後等デイサービス事業者、介護タクシー会社へ相談してください。

「看護師等事業者」については、ホームページに掲載している「事業者一覧」を参考にしてください。



リーフレットに関する問合せ先

- 【府立支援学校に関すること】
大阪府教育庁 教育振興室
支援教育課 生徒支援グループ
電話：06-6941-0618(直通)
FAX:06-6944-6826
- 【府立中学校、高等学校に関すること】
大阪府教育庁 教育振興室
高校改革課 教育DX・共生グループ
電話：06-4397-3587(直通)
FAX:06-6944-6888



令和6年12月発行

©2014 大阪府もずやん

府立学校における 医療的ケア通学支援事業

利用を考えているお子さまのご家族へ



大阪府教育庁

医療的ケア通学支援事業とは

通学中に医療的ケアが必要なため、通学が困難な状態にある児童生徒等の学習機会を保障する制度です。介護タクシー等に看護師または介護職員（以下、「看護師等」という）が同乗し、お子さまの医療的ケアを実施することにより通学を支援します。

利用するためには

- (1)と(2)の条件を満たす必要があります。
- (1)府立学校に在籍する児童生徒等
 - (2)通学中に医療的ケアが必要なため、通学が困難な状況にあること

対象となる医療的ケアは

* 医師の指示に基づく、次の行為が対象です。

- ① 口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引
- ② 気管カニューレ内部等の喀痰吸引
- ③ 酸素療法や人工呼吸器の管理 等

*対象かどうか分からない場合はご相談ください。

* 医療的ケアを行うのは次の資格者です。
看護師（国家資格免許を有する者）
介護職員（認定特定行為業務従事者）

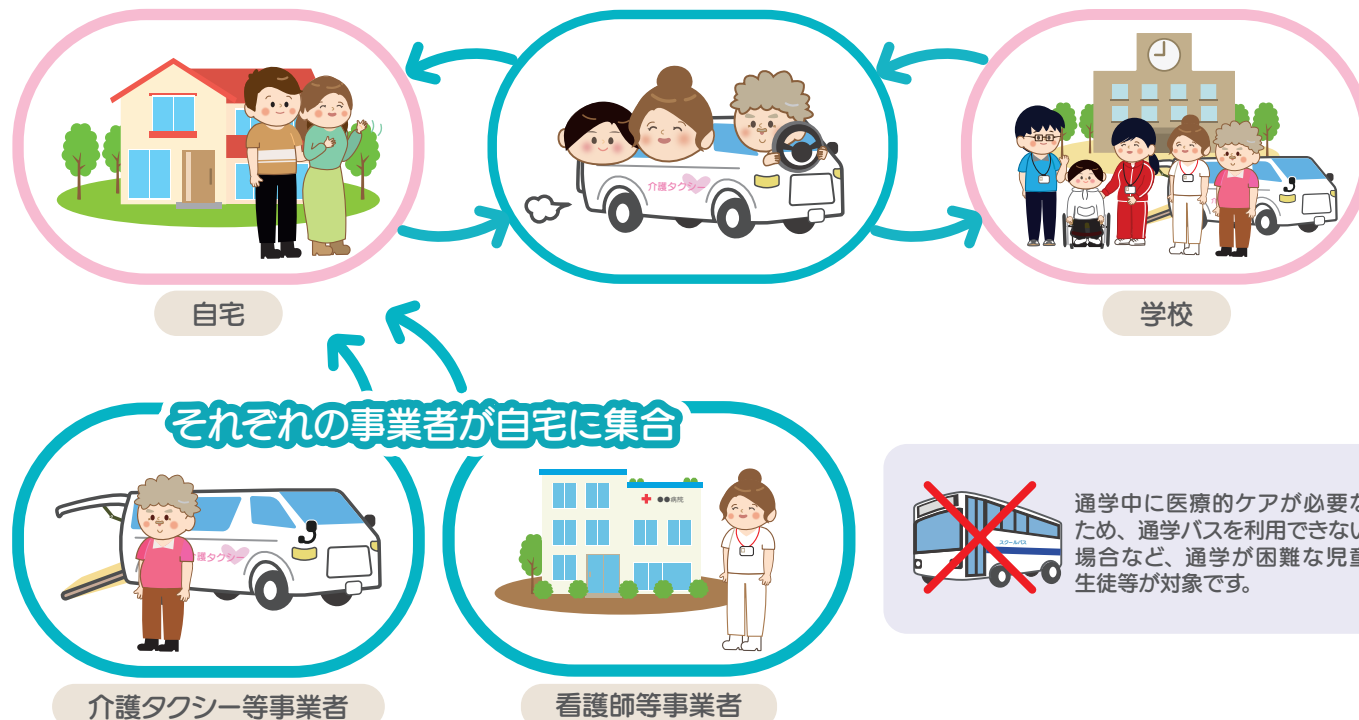
利用できる事業者は

- (1)看護師等事業者
* 訪問看護ステーション、放課後等デイサービス等の事業者で看護師等が所属する法人
- (2)介護タクシー等事業者
* 旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）又は、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を実施している事業者

事業のイメージ

●登校時：自宅に看護師等、介護タクシー等が集合し、お子さまと学校へ向かいます。

●下校時：学校に看護師等、介護タクシー等が集合し、お子さまと自宅へ向かいます。



利用までの流れ

1 学校に相談

入学予定、在籍している学校へ相談してください。

2 事業者相談 (看護師等・介護タクシー等)

参考

府教育庁ホームページに掲載の事業者一覧

3 申請書類の受取・作成

ご家庭から学校への引継ぎ期間の終了予定時期が決まってから学校に提出してください。

4 申請書類の提出

5 申請の審査結果を受取

府教育庁から学校を通じて書面でお知らせします。

6 開始前の打合せ

学校、保護者、事業者と登下校の時刻、車両停場所、引継ぎ方法などを決めます。

7 試走の実施

保護者が同乗し、車両の揺れ、停車場所などを確認します。

8 通学支援事業による登下校の開始

介護タクシー等に看護師等が同乗し、通学します。（保護者の方は乗車できません。）